

定住促進住宅取得補助金

定住を目的として神埼市内に住宅を取得された方に
補助金を交付します！！



お問い合わせ先

神埼市役所 企画室 企画係

〒842-8601

佐賀県神埼市神埼町神埼 410 番地

TEL 0952-37-0102 FAX 0952-52-1120

e-mail soumu-02@city.kanzaki.lg.jp

■ 補助対象者

次の①から⑥のすべての条件を満たす、市内にお住まいの方及び市外から移住される方

- ① 定住を目的として神埼市内に住宅を取得される方
- ② 神埼市に10年以上住んでいた方
- ③ 平成27年4月1日以降に住宅取得に係る契約等をされる方
- ④ 市税等を滞納されていない方
- ⑤ 3親等以内の親族のからの住宅取得でない方
- ⑥ 暴力団員でない方

■ 対象住宅の要件

- ① 居住部分の床面積が50㎡以上
- ② 併用住宅の場合は居住部分の床面積割合が1/2以上かつ床面積50㎡以上
- ③ 住宅取得経費が200万円以上

■ 補助金の額

- | | |
|--------------------------------------|------|
| ① 定額(基準額) | 20万円 |
| ② 加算額 | |
| ・脊振町又は千代田町東部地区に住宅を取得される方 | 30万円 |
| ・市外から新規に移住された方 | 10万円 |
| ・市内業者へ発注された方 | 5万円 |
| ・子ども1人あたり、乳幼児10万円、小学生又は中学生5万円、高校生3万円 | |

■ その他

- ① 住宅取得は、新築住宅、建替住宅、建売住宅又は中古住宅を取得することを行います。
- ② 市外から新規に移住された方とは補助金申請時において、引き続き1年以上市外に居住していた方で、神埼市に移住される方となります。
- ③ 詳細な手続きについて、神埼市定住促進住宅取得補助金交付要綱に基づきます。

※例えば…夫婦、乳幼児1人、小学生1人の家族が、市外から千代田町東部地区に新築住宅を市内の業者に発注して、移住する場合

20万円(定額) + 30万円(千代田町東部地区) + 10万円(新規移住) +
5万円(市内業者発注) + 10万円(乳幼児) + 5万円(小学生)
合計80万円の補助が受けられます。